

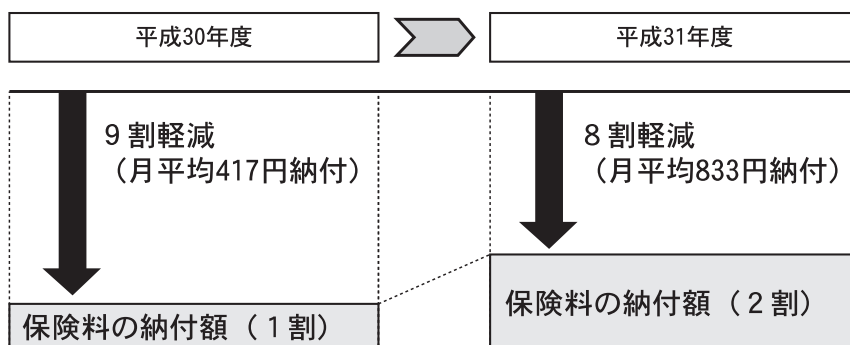
後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料軽減特例の見直しについて～

■保険料の均等割軽減の変更

保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。また、所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、老齢年金生活者支援給付金（金額は保険料を納めた期間等により異なります）の制度が始まります。

（例）年金収入80万円以下の方



老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件を全て満たす必要があります。基本的に10、11月分を12月の年金の支払日に振込みます。

保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額の変更は10月からとなります。

■支給要件

- 65歳以上で老齢基礎年金を受給中
- 世帯全員の住民税が非課税
- 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下

■お問い合わせ

○後期高齢者医療制度について

北海道後期高齢者医療広域連合 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601
木古内町町民課 住民グループ ☎01392-2-3131（内線126・127）

○老齢年金生活者支援給付金について ねんきんダイヤル☎0570-05-1165

主要道道江差・木古内線における携帯電話の利用について

平成31年4月26日に、主要道道江差・木古内線の全区間で携帯電話不感地帯が解消され、携帯会社3社（NTTドコモ、au、ソフトバンク）の携帯電話が利用可能となりました。

新幹線木古内駅活用推進協議会と北海道が、主要道道江差・木古内線を利用する住民や観光客の方々の安全・安心で快適な通信環境を提供するため、携帯会社3社に対し、当路線における携帯電話不感地帯解消について要望を行ってきた成果がこの度、実を結びました。木古内町では、引き続き携帯電話各社との連携を強化し、住みよい環境づくりの一環として災害時の通信確保等、防災対策を進めてまいります。